|  |
| --- |
| 暴力団員等でない旨の誓約書公益財団法人　北九州国際交流協会理事長　　福　原　公　子　様住所　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　私は、多文化共生地域づくり助成金交付要綱に基づく助成金の交付を申請するにあたり、次のことについて誓約いたします。記　　　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員及び北九州市暴力団排除条例（平成２２年北九州市条例第１９号）第２条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者には、該当しません。 |

|  |
| --- |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律　　　（抜粋）（平成３年法律第７７号）（定義）第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。　一　　暴力的不法行為等　　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。　二　　暴力団　　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。　三　　指定暴力団　　次条の規定により指定された暴力団をいう。　四　　指定暴力団連合　　第四条の規定により指定された暴力団をいう。　五　　指定暴力団等　　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。　六　　暴力団員　　暴力団の構成員をいう。　七　　暴力的要求行為　　第九条の規定に違反する行為をいう。　八　　準暴力的要求行為　　一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。北九州市暴力団排除条例　　　（抜粋）（平成２２年北九州市条例第１９号）（定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。　（１）暴力団　　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。　（２）暴力団員　　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。 |